



## 能力評価基準【タイル張り】

発出先

【機密性2】

作成日\_作成担当課\_用途\_保存期間

CCUS職種コード		40タイル工-01タイル工、02タイル目地工
能力評価実施団体		(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
呼称		タイル張り技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録タイル張り基幹技能者[00029] ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(職種:タイル工)[91010] ◇卓越した技能者(現代の名工)厚生労働大臣表彰(職種:タイル張工)[94035] ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	◇1級タイル張り技能士[11401] ◇青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)(職種:タイル工)[92010] ●職長・安全衛生責任者教育[60001または60011] ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	◇2級タイル張り技能士[11402]又は随時2級タイル張り技能士[11404] ◇自由研削といしの取替え等の業務特別教育[50001]及び足場の組立て等作業主任者技能講習[40011] ◇自由研削といしの取替え等の業務特別教育[50001]及び足場の組立て等作業従事者特別教育[50052]
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。[]は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 1級タイル張り技能士を保有する者は、2級タイル張り技能士を保有するものとして取り扱う。